

報告

オランダにおける住環境整備とアドバイス OT

- 高知県住宅改造アドバイザー委員会活動との比較 -

石元美知子¹⁾ , 徳能 賀子¹⁾ , ボンジェピーター¹⁾

Home Environment Adaptation and The OT Consultant in the Netherlands Comparison with the Kochi Prefecture HomeAdvise Committee

Michiko Ishimoto¹⁾ , Noriko Tokunou¹⁾ , Peter Bontje¹⁾

要 旨

我々は平成12年9月に本学院講師ピーターボンジェ氏企画の約9日間のオランダスタディツアーに参加した。オランダではアドバイス OT が住環境整備について評価しアドバイスをを行っている。そのアドバイス OT の Alex de Veld 氏に会い、その役割について知ることが出来た。またこのツアーではナーシングホーム「ヘト・ソネハウス」で車椅子(以下 W/C)シーティングについて見学する機会を得た。住環境整備に関する社会福祉制度と相談システム及び OT の役割の違いについて、高知県住宅アドバイザー委員会の活動と比較し報告する。

Abstract

In September 2000 we joined a 9-day study tour to the Netherlands, organized by our colleague lecturer Peter Bontje. In the Netherlands, so-called occupational therapists (OT consultant) assess and advise facilities for the home environment. We met one such OT consultant, Mr. Alex de Veld, and were able to learn about this role. Furthermore, we had the opportunity to study wheelchair seating in nursing home 'het Zonnehuis'. Differences between Dutch and Japanese social welfare systems are considered in relation to the activities of the Kochi Prefecture Home Advise Committee and the role of occupational therapy.

Key words : home environment adaptation, the OT consultant, Netherlands

1. はじめに

我々は平成12年9月に本学院講師ボンジェピーター氏企画の約9日間のオランダスタディツアーに参加した。オランダではアドバイス OT が住環境整備について評価しアドバイスをを行っている。そのア

ドバイス OT の Alex de Veld 氏に会い、その制度について知ることが出来た。またこのツアーではナーシングホーム「ヘト・ソネハウス」で車椅子(以下 W/C)シーティングについて見学する機会を得たので、住環境整備に関する社会福祉の制度の違いや、

1) 高知リハビリテーション学院 作業療法学科

Department of Occupational Therapy, Kochi Rehabilitation Institute

高知県住宅アドバイザー委員会の活動と比較し、そのシステムと OT の役割について報告する。

2. オランダの社会福祉制度

1) 健康保険 (ZFW)

健康保険 (ZFW) では、入院、医療・準医療措置、特定の歯科治療、補助具、医薬品・手当用品、リハビリを補償している。よって作業療法も基礎的な健康保険が適応される。テクニカルエイドに関しては、歩行器、特殊ベッド及びマットレス、尿瓶等が 6 ヶ月まではこの法律によって提供される。

2) 障害者用設備法 (WVG)

障害者用設備法 (WVG) は、障害者の生活環境における住宅改修や福祉機器、すべての種類の車椅子、個別移送などに関して役場の義務を定め、障害者が自立した生活を出来る限り維持できるようにしている。

3) 特別医療費法 (AWBZ)

日本の介護保険に当たる特別医療費法 (AWBZ) は 1968 年、それまであった医療保険制度の中に介護を組み込む形でスタートした。世界で最も早く独立した社会保険として制度化された。運営主体は国でオランダに住むすべての人が強制加入させられる。日本と違い障害者・高齢者の区別はない。この法によって、在宅介護、家事援助、患者に関わる治療費、レジデンシャルホームやナーシングホームの費用など長期ケアの費用が賄われる。また 6 ヶ月後からベッド、歩行器、改良椅子、コミュニケーションエイドなどの日常生活用具のレンタル費用 (最大 6 ヶ月まで) もこれに含まれる。

3. 日本の住宅改修費助成制度について

1) 介護保険制度における住宅改修費の支給

居宅介護 (支援) 住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え等となっている。そ

の支給額については、要介護等状態区分にかかわらず、支給限度額は 20 万円の定額である。そのうち 9 割が介護保険で支給され、自己負担は 1 割となる。要介護状態区分が 3 段階以上上がった場合には、それまでの利用状況に係わらず、再度 20 万円まで支給可能となる。

2) 高齢者居住環境改善支援事業

在宅の 65 歳以上の要介護高齢者が、安心して快適な在宅生活を継続していくために住環境整備を行う場合に、市町村及び県が費用の一部を補助し費用負担の軽減を図ることを目的としている。補助基準額は 120 万円で、補助率は市町村が事業費の 2/3 を助成し、その 1/2 を県が助成する。よって本人負担は 1/3 となる。この実施要綱では住宅改造だけでなくケアプランを含めた検討や、必要に応じて保健所における OT・PT の協力を得ることとしている。

4. アドバイザー OT (the OT consultant)

近年、資格制度が急速に進む中、資格制度の検討がなされているとのことだが、OT・PT の国家試験制度はなく卒業すると OT として仕事ができる。オランダの OT は the attending OT (臨床に関わる OT) と、臨床的なサービスを行わず、機器の選択を行うなどのコンサルタントを行う the OT consultant (第三者としてコンサルタントする OT) がある。the OT consultant は障害の程度に応じて最も適切で費用効果の高いテクノエイドを選択する責任があるため、主観を排除し中立であることが望まれるが、the attending OT には患者との治療関係があるために中立性を保つことが難しいからである。オランダの OT 協会では OT の役割を指導的かつ補助的にみていくために、また the OT consultant の役割をサポートするために、また対象者に法律の枠内で公平性をもって援助を行うためにガイドラインを策定している¹⁾。このオランダ作業療法士協会ガイドライン作成委員会委員長で OT consultant の Alex de Veld 氏に会いアドバイザー OT について話を聞く機会を得た。

アドバイザーOTは、自治体と契約をして業務をおこなう。自治体によって異なるが、約80%の簡単な改造においては自治体の担当と対象者によって決定・実施され、残り20%の難しいケースについて依頼される。その職種としてはほとんどがOTであるが、その理由については、他の職種より医学的知識だけでなく社会学・人間工学・(建築の)技術の知識を持っていること、そして作業遂行の分析ができることであるとOTは考えている。アドバイスのシステムは、障害者が自治体に請求をすると、その担当者はアドバイザーにアドバイスの依頼をする。アドバイザーは家庭訪問し情報を集めて、アドバイスの報告書を作成し自治体に提出する。アドバイスに従い障害者に福祉機器・住宅改造・交通手段の実現がなされる。アドバイス報告内容は、障害と環境によりどんな機器・改造・手段を必要とするのかだけでなく、どんな種類が適切かについて詳しい説明をおこなう(表1)。複雑なケースのアドバイスは、自治体や私立(独立)の所のアドバイザーOTでは、評価の設備がなく出来ないため、台所や風呂などの評価の設備があるリハセンターやナーシングホームのアドバイスOTが行う。Alex de Veld氏はHelimareリハビリテーションセンターに勤務している。また福祉機器の選択においては、対象者と一緒に福祉機器業者に行き選択することも多い。アドバイスの内容について報告書を作成し提出するが、ほぼアドバイ

表1 アドバイザーOT(住環境整備に至る経過)

経過	アドバイス報告内容
障害者は役場に申請	
役場はアドバイザーOTに依頼	
アドバイザーOTは家庭訪問や情報収集をおこなう	
アドバイザーOTは役場にアドバイス内容を報告	機器・改造・交通手段の必要性 それらの適当な種類の選択と説明
役場は福祉機器・住宅改造・交通手段を実現	

ス通りの改造がなされているとのことである。それについて、Alex de Veld氏は、対象者の意見を聞き、機器や改造について良くコミュニケーションを取ることが大切であると述べている。そして、対象者の身体機能が低下するとその状態に合わせて何度でも改造を行うことが出来るが、アドバイザーOTは、このような対象者については以前アドバイスをおこなったOTから情報を収集し、難しい疾患についてはGP(家庭医)と連絡を取り、また難しいケースについては自治体の建築士と同行訪問することもある。多くは1回の訪問で終了するとのことである。制度の運用については、定期的に自治体の担当者との間で話し合いをもつことで、より良い運用が出来るようにしているとのことである。

5. 高知県住宅改造アドバイザー委員会

住宅改造アドバイザー委員会は特に住宅環境整備を中心テーマとし、様々な職種の専門家が組織的に住環境整備に対して取り組んでいく手法を市町村や地域単位で定着させるために組織された(表2)。

1) 住宅改造アドバイザー委員会活動経過

平成7年に高知県高齢者対策課の要請で始められたこのプロジェクトは、環境調整問題の重要性の認識の上に立って、平成7・8年は「住宅改造マニュアル(住まいにやさしさを)」を作成している。平成9年度は県下の各市町村において住宅改造を中心とした環境調整のシステムを作る支援活動に主眼を置き、「住宅改造アドバイザー委員会」という形で、地域への働きかけを行った。委員のメンバーはPT・OT・建築士・リホーム業者・福祉機器業者である。T市においては事例の生活だけでなく、行政の取り組みの活性化にもつながり、平成11年にPT・OTなどの専門職種でリホーム委員会を組織している。平成9年度は、高知県の東部と西部の2箇所において関係職員を対象としてマニュアルをテキストとし、住環境調整について研修会を開催する。そしてシステムづくりを推進するため、冊子「住宅にやさしさを～高知県住宅改造アドバイザー委員会が行く～」

表 2 住宅改造アドバイザー派遣事業実施要綱

<p>(目的)</p> <p>第 1 条 県民の住宅改造の要望に応えるとともに、県下市町村の住宅改造に携わるスタッフ等のレベルアップを図るため、市町村へ住宅改造アドバイザーを派遣し、助言指導することを目的とする。</p>	
<p>(実施主体)</p> <p>第 2 条 この事業の実施主体は、財団法人高知県ふくし交流財団とする。</p>	
<p>(住宅改造アドバイザー委員会)</p> <p>第 3 条 派遣事業を実施するため、住宅改造アドバイザー委員会（以下「委員会」という）を設置する。</p> <p>委員は、次に掲げる職種にある者を選任する。</p> <p>(1)建築士 (2)理学療法士 (3)作業療法士 (4)住宅関連リフォーム業者 (5)福祉用具関係者 (6)社会福祉関係者</p>	
<p>(事業の内容)</p> <p>第 4 条 第 1 条に定める目的を達成するため、委員会は次の業務を行う。</p> <p>(1)住宅改造要望に対するケース検討 (2)市町村スタッフに対する住宅改造研修 (3)市町村における住宅改造対応システムづくりのアドバイス (4)その他住宅の改造に関連する事項</p>	
<p>(個人情報の保護)</p> <p>(その他)</p>	

表 3 高知県住宅改造アドバイザー委員会（改造に至る経過）

関わり	内 容	関係職種
情報の共有	改造希望・身体状況・介護状況 住環境・サービス利用状況	アドバイザー委員 (PT OT 建築士 SW) 行政担当 保健婦 ヘルパー
現地調査	身体機能評価・家屋状況評価 本人・家族のニーズ	PT OT 建築士 SW 保健婦 ヘルパー
生活支援目標設定 改造を含めた支援案	可能な動作と改造等により可能となる動作・改造具体案 福祉機器・助成制度 サービス利用案	PT OT 建築士 行政担当 保健婦 ヘルパー
改造	本人・家族・施工業者への改造 目的・方法説明、福祉機器・助成 制度申請、訪問リハ（動作指導）	保健婦 ヘルパー 行政担当
フォローアップ	残された問題 新たな問題	アドバイザー委員 保健婦 ヘルパー 行政担当

を作成し各市町村・関係機関に配布する。平成10年度は、広域を1つの単位として訪問し、各行政担当者や支援センター職員、ヘルパーと事例を通して住宅改造を在宅生活支援の手段の1つとし他のサービスと組み合わせてトータルなケアプランを作る事や、それぞれの専門性の活用、そして対象者及び家族のニーズ（住まい方）を聞き取ること、つまり、チームで関わっていくことを勧めていった（表3）。そして、これらの事例をもとに各市町村関係職員の研修会を実施した。委員会としては、介護保険実施までに住環境整備がケアプランの1つとしてシステム的に行われることを目標としてきた。平成11・12年度も同様に委員が現場にいき事例を通した研修会をおこない、いくつかの市町村は住宅リホーム委員会を立ち上げている。

2) 住宅リホーム委員会について

K市の住宅リホーム委員会は、高知県において最初の委員会である。委員はPT・OT・建築士・福祉機器業者で構成され、市担当者、保健婦、ケアマネジャー、在宅支援センター職員と一緒に家庭訪問し、住宅改造及び必要とする福祉機器の案を作成し市担当者に提出するシステムである。OT・PTは身体機能の評価をおこない対象者及び介護者が無理なくできる動作を家屋との関係で考え、建築士は家屋状況の評価を行い改造の具体的方法を、また福祉機器業者は家屋状況に応じた機器の選択や設置方法等を、ケアマネジャー及び在宅支援センター職員は対象者の今までの生活状況やニーズの把握を、市担当者は利用できる制度について情報を提供する。それらの情報をもとに委員は案を作成するが、福祉機器の選択や改造についてだけでなく、それに伴う動作練習が必要であれば訪問リハについて、さらにヘルパーやデイサービス等を含んだトータルなケアマネジメントの視点で案を作成する。しかし助成額や対象となる福祉機器の制限があり、対象者のニーズのより高いものを見極めてアドバイスをおこなうが、自己負担額の問題によりアドバイス通り実施されないことがある。また、時に改造案の意図が対象

者や施工業者に十分に伝わらなかった場合も、有効な改造とならないことがある。

平成12年度介護保険実施により、ケアプランはケアマネジャーが立てるようになった。住環境整備も介護保険サービスの1つの柱として改造費や福祉機器レンタル・貸与の制度が出来た。しかし、この制度の中でケアマネジャーがこれらのアドバイザー委員会を生かして適切な福祉機器の選択や住宅改造がおこなわれているのか、委員会として検討したいと考えている。

6. 福祉用具

1) オランダにおける福祉用具（車椅子について）

我々は Vlaardingen 市にあるナーシングホーム「ヘト・ソネハウス」を訪問した。そのOTは3名で、OTの役割の1つはW/Cのアドバイスすることである。ここでは年に約150件のアドバイスをおこない、年に50～70の新しいW/Cを発注する。それにかかるコストはAWBZで支払われる。W/C作成についての話し合いをおこなうメンバーは、OT、PT、W/C技術者、医師、看護婦、車椅子会社、患者と家族である。

W/C作成までの手順としては、問題点の提出
OTによる分析 記録用紙への記入 すべて
の職種が参加した話し合いを持つ。患者や家族も参加し要望を出す 試用 評価 最終アドバイ

表4-A W/C 必要条件

Requirements
Purpose of the wheelchair
Inside / outside transportation
Active / passive sitting
Short / long term use
Increase independence
Safety
Positioning / changing position
Stability
Prevention of internal problems (stomach)
Fixation (restlessness)

「ヘト・ソネハウス」のシーティングシステム

表 4-B W/C 必要条件

Requirements
Patient related
Disease
Abilities / disabilities
Cognitive aspects (training / learning)
Conditional aspects
Absence of limbs
Active / passive sitting
Positioning (stability / support of limbs / trunk control / tone)
Posture / measurements
Decubitus/Incontinence
Means of transportation (mechanical /electrical)
Adaptation of seat and back
Accessories (armrest / leg rest / headrest)
Special adjustments / orthosis
Fixation limbs / body

表 4-C W/C 必要条件

Requirements
Practical
Are transfers done by patient self or by a device?
Are parts of the wheelchair easy to remove (transfers)?
Weight of the wheelchair?
Dimensions of the wheelchair / turning circle?
Easy to assemble / disassemble (relatives)?
Nb. Is a person able to use the wheelchair in his environment?
Special requirements needed?

ス 保険会社に連絡 注文 評価 この過程に 3 ヶ月を費やすとのことである (表 4)。

このようにしっかりと手順をふんで作成することの必要性,そして W/C を運搬用とするのか椅子とするのかだけでなく, W/C でどのような活動を行うのか,目的と人間の体について十分に考えられているように感じた。また W/C はほとんどモジュールタイプであり,身体状況の変化に応じて部品が交換される。

2) 日本の介護保険での福祉用具の制度について
介護保険下では,必要と認められた場合に市町村

から福祉用具貸与サービス,または福祉用具購入費が支給される。福祉用具貸与は,他の住宅サービスと合わせて支給され,利用料の 9 割が保険給付対象となる。貸与の種目としては,車椅子や手すり,杖・歩行器,リフト,ベッド関連のものがある。購入の場合は,排泄や入浴関連のもので,支給限度額は 10 万円と設定されている。

車椅子については自走用標準型車椅子,普通型電動車椅子,介護用標準型車椅子に限となっている。それらの選定・適合判定にどのくらいの OT が関わっているのだろうか。介護保険ではその選定は,利用者自身もあるがケアマネージャーによるところが

大きい。OT・PTなどのアドバイスのもとに選定されているところと、そうでないところの差があるのではないかと考える。

7. まとめ

住環境整備については、何に困難を感じているかだけでなく、どのように住みたいのか、家族も含めた生活全般を考えなくてはならない。住宅改造アドバイザー委員会においては、ケアマネジャーは対象者の住まい方やニーズを十分に聞き取り、OT、PT、建築家などの専門と適切な住環境整備の案をつくり、そして他のサービスと組み合わせたケアプランを立てるように勧めてきた。オランダでも老人は自分のニーズをはっきりとは言わないのでアドバイスOTは、ニーズを聞き取り十分にコミュニケーションをとる技術が必要である。地域が異なれば考え方も違うので他の地域のアドバイスはさらに難しいと述べていた。しかし、オランダではほとんどアドバイス通りに改造がおこなわれていることを考えるとその大切さを改めて実感する。住環境整備の意識は高くなり、高知県高齢者居住環境改善支援事業の予算額も年々増えてきている。そして介護保険制度では、身体機能の変化によって制限はあるものの再度助成制度を利用できるようになった。しかし、改造にはかなりの金額を要し、制度の金額ではとても足りず自己負担は相当の金額となる。そう何度もは出来ないため、現状では先を見越した改造が必要である。制度としても2ランクの変化までまたなければならず、本当に必要なものを必要なときにという状況ではない。しかし、制度としてはひとつ進んだのではないかと考える。オランダではその判断をOTなどの専門家にまかされている。その信頼とそこに至る歴史が出来てくると、ランクや区分で決定されることがなくなってくるのかもしれない。我々はそれらの事例を積み重ねていくことが必要であると考える。

福祉用具については介護保険制度では一部を除きレンタルであり、機能の変化やニーズに応じて取り替えることが可能なシステムとなった。しかし、現

状は福祉用具の種類はニーズを満たすには至っていないし、その制度を運用するケアマネジャーがどのくらい知識があり、本当に適切なものを選んでいけるのかという問題もある。今回オランダでシーティングについて学び、障害をもった老人の多くは椅子生活をしているにも関わらず、我々は椅子文化のなさなのか、あまりにそのことへの評価がなされていないということ、もっと専門的知識をもって評価分析されなくてはならないと感じた。

福祉用具を含む住環境整備においてOTは適切なアドバイスができる専門家としての位置付けができなければならないが、現在のところ専門家を含むチームとして適切な福祉用具の選択と住宅改造が行われる必要があると考える。全国的に関係する研修会・講習会がおこなわれているが、医学的視点だけでなく、社会学・人間工学等の知識と共に作業遂行を分析する能力をつけていくことが大切であると考える。

引用文献

- 1) de Veld A.: オランダにおけるテクノエイドによる生活支援, 地域医療保健福祉国際コンフェレンス抄録集, 2000.

参考文献

- 1) 石山満夫: 試運転時の介護老人保健施設の課題, 作業療法ジャーナル, 34: 818-822, 2000.
- 2) 倉澤茂樹: 民間居宅介護支援事業所の視点からみたケアチームの現状と課題, 作業療法ジャーナル, 34: 823-826, 2000.
- 3) 平川昌幸: 介護保険における環境整備の展開, 作業療法ジャーナル, 34: 831-833, 2000.
- 4) Heysman A, Kuiper C, Lemette M (eds): De ergotherapeut als adviseur. 1999, Lemma
- 5) van Zwet-de Savornin Lohman H.H.J.: A Protocol for Occupational Therapists: Consultants for Adaptations and Technical Aids, WFOT Bulletin, 1998: 42-48